

提案基準 1 4 「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」 提案基準 2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」 提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」 提案基準 2 9 「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」 提案基準 3 1 「工業地域等の周辺における工場建設」及び 提案基準 3 2 「研究施設」における道路要件の運用	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
---	---

- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 1 4 (P72～P74)
提案基準 2 5 (P92・P93)
提案基準 2 6 (P94・P95)
提案基準 2 9 (P99・P100)
提案基準 3 1 (P103・P104)
提案基準 3 2 (P105・P106)

1 提案基準 1 4、2 5、2 6、2 9、3 1、3 2における道路要件について

「〇〇施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員(原則として 6 m以上の幅員)の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から幹線道路に至るまでの区間において確保されていること」の運用については、次のいずれかに該当する場合は、6 m未満の幅員の道路であっても適用することができることとする。ただし、流通業務施設の場合は大型車両が頻繁に出入りすることが想定されることに鑑み、当該運用は適用しないこととする。また、「開発許可制度等に関する審査基準集(技術基準編)」の道路に関する技術基準にも適合させる必要があるので留意すること。

- (1) 敷地面積(開発面積)が 1 0 0 0 m²未満のもので、4 m以上の道路幅員を有し、かつ、主な通行車両が普通自動車(※)であると認められるもの
- (2) 敷地面積(開発面積)が 1 0 0 0 m²以上のもので、次のいずれかに該当し、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの
 - ア 幹線道路に至るまでの区間のうち、4 m以上 6 m未満の道路幅員を有する区間の合計が概ね 3 0 0 m以下であり、かつ、それ以外の箇所において 6 m以上の道路幅員を有するもの
 - イ 幹線道路に至るまでの区間のうち、概ね 8 割以上が 6 m以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において 4 m以上の道路幅員を有するもの
 - ウ 幹線道路に至るまでの区間のうち、過半が 6 m以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において 5 m以上の道路幅員を有するもの
 - エ その他、上記と同等と認められるもの
- (3) 地域振興産業のうち、地域において歴史と伝統に培われてきた伝統型産業又は地域特有産業であって、当該伝統型産業又は地域特有産業の操業形態から当該計画地周辺の道路状況で支障ない旨の市町村長の意見書があり、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの(最小道路幅員が 4 m以上であるものに限る)

※ 普通自動車とは、車両総重量が 8 トン未満、最大積載量が 5 トン未満、乗車定員が 1 0 人以下のものをいう。(道路交通法の一部を改正する法律(平成 1 6 年法律第 9 0 号による改正前の道路交通法第 3 条に規定する普通自動車)

◎立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 6 (P94・P95)

1 要件 2 (2) について

「同業種の工場」とは、県産業雇用担当部局が定める別表「地域振興産業の対象業種・対象市町村」の「業種の内容」欄の同一枠内に入る業種の工場をいう。

例：ニット製外衣とシャツ製造業は同業種である。
ニット製外衣とニット生地製造業は同業種ではない。

2 要件 6 (1) について

「農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと」とは、原則として次の地域、地区等を含まないものであること。ただし、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。

- ア 農業振興地域の農用地区域及び優良農地
- イ 地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域
- ウ 国定公園及び県立自然公園の特別地域
- エ 歴史的風土保存区域
- オ 風致地区
- カ 保安林及び保安施設地区
- キ 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域
- ク その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域

3 留意事項オただし書きについて

「ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられたものであって、地域振興に資すると当該市町村長が認める工場」であるかについては市町村長の意見書により確認する。

なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。

(別表)

地域振興産業の対象業種・対象市町村

本提案基準で対象とする地域振興産業の工場は、次表のとおり２３業種、２７市町村とします(対象業種及び対象市町村については県産業雇用担当部局で定めています。)

■ 対象業種及び対象市町村一覧

◎ 伝統型産業

対象業種	業 種 の 内 容	対 象 市 町 村
製材	・製材業、木製品製造業のうち一般製材業	天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、吉野町、大淀町
集成材	・造作材・合板・建築用組立材料製造業のうち集成材製造業	桜井市、五條市、吉野町、大淀町、下市町
靴下	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町
靴下仕上	・染色整理業のうち靴下仕上業	大和高田市、香芝市、広陵町
織物	・織物業	広陵町
ニット	・ニット生地製造業	大和高田市、橿原市
	・ニット製外衣・シャツ製造業	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、葛城市、広陵町
	・下着類製造業及びその他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうちニット製下着製造業、ニット製寝着類製造業、補整着製造業、手袋製造業	橿原市、田原本町
縫製	・織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)	大和郡山市、橿原市、田原本町
	・下着類製造業のうち織物製下着製造業、織物製寝着類製造業	橿原市、田原本町
紳士靴	・革製履物製造業のうち紳士靴及び婦人靴製造業	大和郡山市
製薬	・医薬品製造業	橿原市、御所市、高取町
プラスチック	・プラスチックフィルム・シート・床材合成皮革製造業	橿原市
	・工業用プラスチック製品製造業及びその他のプラスチック製品製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町
皮卸・服飾品	・装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業のうちボタン製造業及び服飾品製造業	大和高田市、橿原市、桜井市、生駒市、川西町
素麺	・その他の食料品製造業のうちそうめん製造業	桜井市

金剛砂・研磨布紙	・研磨材・同製品製造業	香芝市
箸	・その他の木製品製造業のうち箸製造業	吉野町、下市町
セーム皮・毛皮	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、なめし革製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業及びその他のなめし革製品製造業のうち鞆し革製造業、毛皮製造業、毛皮革製品、同材料及び付属品製造業	宇陀市
スポーツシューズ	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちスポーツシューズ製造業及び同付属品製造業	三宅町
グローブ・ミット	・がん具・運動用具製造業及び革製手袋製造業のうち野球用グローブ・ミット等製造業及び同付属品製造業	桜井市、三宅町、河合町
ヘップサンダル	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちゴム製靴製造業、サンダル製造業及び同付属品製造業	御所市、三郷町、上牧町
軽装履	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業のうち軽装履製造業及び同付属品製造業	三郷町
竹製品（茶釜、茶道具、編み針）	・その他の木製品製造業のうち茶釜、茶道具、編み針製造業	生駒市

◎ 地域産業

対象業種	業 種 の 内 容	対 象 市 町 村
機械金属	・鉄鋼業 ・非鉄金属製造業 ・金属製品製造業 ・一般機械器具製造業 ・電気機械器具製造業 ・情報通信機械器具製造業 ・電子部品・デバイス製造業 ・輸送用機械器具製造業 ・精密機械器具製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町

◎ 地域特有の産業

対象業種	業 種 の 内 容	対 象 市 町 村
葛（くず）	・その他の食料品製造業のうち葛製造業	御所市
桐材製品	・その他の木製品製造業のうち桐材製品（家具・下駄箱・箱等）製造業	御所市

注)業種の内容については、日本標準産業分類 平成14年3月改訂版によります。